

魏書序紀特に其世系記事に就て

——志田不動磨學士「代王世系批判」を讀む——

内 田 吟 風

一、緒 言

二、黃帝始均傳説及成帝毛等十四帝

三、力微の再批判

四、猗也・猗盧の再批判

五、猗盧以後什翼犍に至る世系

I 六修 II 善根 III 鬱律 IV 翳槐

六、什翼犍の再批判

七、珪の即位前後の狀勢

八、結 論

一、緒 言

魏書序紀が、同書紀傳志の多く亡缺せるに拘らず、^①魏收原著の姿を傳へてゐることは、北魏史乃至支那中古史研究の上に甚だ喜ばしい事である。

魏書序紀特に其世系記事に就て

第二十二卷 第三號 四五五

然乍、其所記即ち主として拓跋魏氏初世の世系に關しては、猶多くの批判研討を要す可き性質のものであるのは勿論である。余は前に、北朝政局上の鮮卑族の地位に關する問題と、フンネンII匈奴説に最も影響ある魏代粟特國問題との研究を爲したる折、魏書の成立沿革性質等を規定する必要を感じ種々考究したる結果魏書特に其序紀及び西域傳^②に對し一定の見解を有する様になつた。

然るに今春史學雜誌^(四八の二・三)に掲載せられた志田不動麿學士「代王世系批判」を讀むに及び、種々なる點に於て卑見と一致せざるもの有るを發見したので、茲に魏書序紀特に其代王世系記事に關する卑見を陳べ、同氏並に同學各位の批判を請ふ次第である。

殊に問題は單に拓跋魏の初世々系に過ぎざるも、其影響は北魏史乃至支那南北朝史の研究に必要不可欠の正史魏書の史料的價值決定に繋るものであるからである。(尙、「魏書の成立」に就ては東洋史研究第二卷第六號に卑見を發表する豫定になつてゐるから、併せ讀まれ度い)。

① 魏書の殘闕補綴に就ては、宋劉恕等の魏書目錄序及び同書各篇末の疏(特に百衲本所收の宋劉大字本)、中興館閣書目(據古逸叢書輯本)の傳ふる所であり、直齋書錄解題、四庫全書總目提要、李氏魏書源流考其他の詳論する所。

② 同西域傳に對しては松田壽男學士が「魏書西域傳の批判と悅設國の方位」(大正大學學報一〇)に於て既に極めて剴切なる批判を行はれてゐるが、細部の數點——是は他の種々なる問題に影響する處のもの——に就て異見を有するので、之は別に發表して批判を請ひ度いと思ふ。

二、黃帝始均及成帝毛以下十四帝

拓跋氏の先を、魏書序紀が黃帝・始均とし、黃帝の子昌意の少子封を北土に受け、大鮮卑山に據れるを以て、遂に鮮卑と號し、又黃帝土徳を以て王たりしに因みて、北俗土を拓、后を跋と云へるより、拓跋を氏となしたりと爲すの虚誕なることは論を俟たない。匈奴を夏后氏の裔と爲すは、史記以下の漢史の等しく説く處なるも、鮮卑を黃帝の裔と謂ふものは無い。蓋し魏書は東胡民族中の鮮卑種及び其一氏族拓跋を尊貴ならしむる爲、附會の説を記載せるに外ならない。然れ共、斯の如き附會説は魏收の創作には非ずして、既に北魏朝の主張する處であつた事は、孝文帝の詔敕^③によつて明である。尙桓帝^{晉光熙元年}の崩後、大刊城南に建てられた頌徳碑にも

軒轅^{黃帝}之苗裔、言桓穆二帝、馳名域外云々

と見え、又北魏祕書令高祐・祕書丞李彪が太和十一年孝文帝に、國史を紀傳體に改めんことを請ひたる上奏に、

惟聖朝、創制上古、開基長發、自始均^{黃帝の裔、堯に仕ふ}以後、至於成帝、其間世數久遠、是以史弗能。臣等疏陋、忝當史職、披覽國記、竊有志焉^{中略}宜依遷固大體、令事類相從^{中略}如此修綴、事可備盡^{下略}

と在るに據りて明かである。然れば魏收が鮮卑色濃厚なりし北齊に於て魏書を編纂するに當りて、之を否定せざりしは又當然のことであらう。

次に、序紀は成帝毛以下獻帝隣に至る十餘帝の立崩を

節皇帝諱貴立崩、莊皇帝皇諱觀立崩……威皇帝倫立崩

と列記して居る。是等の諸帝を、從來(王氏十七史商榷を始め、志田學士等も)直ちに假作人物の羅列と目し去られてゐた。

然し、余は前に、^①(1)假空人物と爲す積極的證左皆無なること、(2)帝號は勿論道武帝の追諡で、諱にも若干の改作が爲されて居る如くであるが、立崩を記するに、父子兄弟等の相繼關係を全然記さざることに注意し(若し拓跋氏の遠久を誇示する偽作ならば、正に)、其後の拓跋酋長力微(始胤神元帝)が魏晉時代の人に當るより見ても、是等の人名は後漢時代に相當する鮮卑(東胡民族)の部族酋長であつて、後漢書等に

有勇健能理決鬪訟者、推爲大人、無世業相繼。邑落各有小帥、數百千落、自爲一部、大人以下各自畜牧營產、不相繼役(後漢書烏桓傳)

烏丸者東胡也……常推募勇健能決鬪訟相侵犯者、爲大人。邑落各有小帥、不世繼也。數百千落、自爲一部。……氏姓無常、以大人健者名字、爲姓。大人以下各自畜牧治產、不相遙役。……大人能作弓矢鞍勒鍛金爲兵器能刺韋作文繡織縷毼……(魏志烏丸鮮卑傳所引魏書、同書は更に鮮卑に世襲酋長が出来たのは棺石椁の死後(A・D・一八〇の頃)よりであると明記してゐる。)

と見ゆる、東胡民族の原始的な不世襲の部落大人の就位死歿を記したものに相違ないと推察したが、今も猶其考を捨てぬものである。と同時に魏收魏書が斯く拓跋氏世系を記するに當り、不明は不明として、猥りに虚偽の相繼關係等を附加してゐないことは、力微以後の記述に對する信用をも高めるものであると信する。隋帝の救命によつて撰せられたる魏澹魏書は今日殘存しないが、幸に其が魏收撰書の缺點を是正したりと爲す義例を隋書・北史に見ることが出来る。其には「平文以前部落の君長のみ。北魏太祖が二十八帝を追諡せるは飾に過ぐる」と貶し、「今特に偉物と認む可き昭成・道武・獻明

のみに諡を記す」なる意味の事を述べてゐる。即ち注意す可きは、(3)魏澹が二十八帝を部落の君長と貶するも、決して假空人物とは爲してゐない事である。

要するに成帝毛以下推寅・詰汾は勿論、其他の十一帝と雖、王氏若くは志田氏の如く之を直ちに假空人物と爲すことは再考を要し、寧ろ古部族指導者の傳説を記録せるものとなす方が、より妥當ではないかとの見解を、今猶捨て得ざるものである。

① 魏書も拓跋氏を鮮卑種人でないと謂ふのではない。唯鮮卑が黃帝より出て居ると説くのである。後漢書以下皆鮮卑を東胡の裔と稱する。通典は「拓跋氏亦東胡之後、別部鮮卑。或云黃帝之苗胤、以黃帝土德、謂土爲拓、后爲跋、故以爲氏、其裔始均任堯云々」となし、續けて魏書と略同様の事を載す。又廣韻の天を拓して生じ、土を抜いて長ざるを以て拓拔を氏とするとの説の信す可からざるも論ずる迄もなからう。

② 通鑑齊紀建武三年條所引。魏書北史は省略。

③ 東洋史研究一の三「北朝政局に於ける鮮卑及諸北族系貴族の地位」第二節附記「部・部大人の名稱」參照。

三、拓跋力微の批判

魏朝が始祖神元帝と追諡した拓跋力微は、初め敵部落の襲撃に破れて、沒鹿回部大人の下に落魄の身を寄せてゐたが、後戰鬥に出で、沒鹿回部大人の危を助けた功により、其愛女を受け、長川に獨立を許されたものであつて、此年を序紀は力微の元年とし、庚子に當つたと記してゐる。其崩御の年より逆算して、西紀二二〇年即ち三國曹魏の受命の年に相當する。然し別には何等曹魏受命と力微

部落獨立を結合せんとする如き作爲の跡が全然認められないから、之は全く偶然の一致と爲す外ないであらう。

蓋し、力微は西紀二七七年(晉威寧三年)百四歳の高齡を以て死する迄、五十八年間部落大人の位に在り、

拓跋氏が世襲會族たる制は確立した。^①其間曹魏・西晋に侍子を遣り、概ね和親を續けたが、最後に至り晋將衛瓘の爲に部族内の平和を攪亂せられ、内紛中に歿したと爲す魏書序紀の記事は、太宗晋書の

威寧元年(西紀二七五年)六月、鮮卑力微遣子來獻(晉書武帝紀)

威寧三年(西紀二七七七年)春正月、使征北大將軍衛瓘討鮮卑力微(同上)

等の記事とも背馳せざるもので、信憑するに足るものである。力微が晋將衛瓘の計の爲に遂に紛亂中に死さねばならなかつた事情を魏書序紀は、

始祖(力微)不豫。烏丸王庫賢、親近任勢。先受衛瓘之貨。故欲沮動諸部。因在庭中、礮鉞斧。諸大人問何爲。答曰上恨汝曹讒殺太子(力微の太子沙漢汗を諸大人が讒言して殺した事を詔ふ)。今欲盡收諸大人長子、殺之。大人皆信。各各散走。始祖尋崩。

と未開部族國家の状態を想はしめる興味深き筆致を以て、記してゐるが、是は太宗晋書の衛瓘傳の幽并東有務桓、西有力微、竝爲邊害。璿離間二虜、遂致嫌隙。於是務桓降。而力微以憂死。

と全く相應するものであることは論を俟つまい。即ち此衛瓘傳に見ゆる務桓は、恐らく魏書序紀に見ゆる烏丸王と同一なるべしと考へられる。

尤も此務桓をば、彼の赫連勃勃(五胡十六國中の夏國王)の祖父劉務桓(一名豹子)と混雜すると、何の事か解らなくなつて了ふから注意せねばならぬ。其は既に司馬光が通鑑考異にも注意されて居る處で、今更言ふ迄も無いことである。元來夏の劉務桓は、崔鴻十六國春秋(御覽一二)に

赫連勃勃會祖父劉虎、前趙嘉平中、以宗室、封樓煩公(中略)。祖父豹、後趙建武中拜平北將軍左賢王。父衛辰、苻堅以爲西單于。

及び、晋書赫連勃勃載記の

勃勃祖豹子招集部落、復爲諸部之雄、石季龍(石虎)遣使就拜平北將軍左賢王丁零單于

なる記事より見ても、劉務桓は後趙石虎時代(A. D. 335—349)の人物で、決して西晋衛瓘(A. D. 270前後)と一緒に出て來る人物ではないのである。

然るに志田學士(代王世系批判(史)學雜誌四八の二)は、此劉務桓を衛瓘傳に見ゆる務桓と同一人と思ひ、従つて赫連劉務桓は西紀二七〇年前後の人だと誤解されたのである。其爲に逆に、魏書序紀昭成什翼犍の條に見ゆる、

建國四年(西紀三四一年)劉虎死。子務桓立。……十九年(西紀三五六年)劉務桓死。

と云ふ記事の虚置に困られ、遂に此序紀の記事は誤で、魏書序紀は全體的に誤が多く力微の事等も信せられぬのだと斷せられた。

然し是は一に、氏が赫連劉務桓を西晋時代西紀二七〇年前後の人と思ひ込まれたことに基因した誤

解に過ぎないのであつて、石虎時代の劉務桓が、拓跋什翼犍昭成の時に歿するのは、之こそ當然で、不思議でも何でもないのである。

氏が厭く迄、魏書序紀昭成帝の條に見ゆる劉務桓の歿年を誤とし、魏書を否定せらるゝならば、先づ上掲の十六國春秋は勿論、氏の盛用せらるゝ唐太宗晉書の赫連載記の劉務桓に關する所記をも總て否定せられた上でなくてはならぬ筈、大きく云へば五胡十六國史を全然書き改めてからでなくてはならぬ筈と思ふ。

氏が起されたる魏書序紀の力微並に什翼犍の生存時代に關する疑問は、一に此の赫連劉務桓が後趙石虎の時代の人物である事を知られなかつた事に發したものに過ぎぬと言ひ得よう。

要するに力微・什翼犍並びに衛瓘・務桓・劉務桓に關する魏書序紀・晉書衛瓘傳・同載記・崔鴻十六國春秋の記事の間には決して相矛盾するものを挾まず、寧ろ相補つて史實を明示してゐるものと言はねばならない。少くとも其間に魏書序紀の力微什翼犍の生存年代に僞誤あり等となす理由を發見する事は出来ない。

① 拓跋氏が世襲酋長族の地位を得たのは、魏書序紀が始めて血族繼承の事を記してゐる猷帝隣(力微の祖父)の頃からであらう。魏室(拓跋)と共に十姓を爲すと謂ふ紇骨・普・長孫・達奚・伊婁・侯・叔孫の諸氏族は、原來拓跋氏と共に一部族を形成してゐたもので、第一章に述べた猷帝以前の諸帝(不世襲部大人)は、此等の諸氏族間より平等に選ばれたものであら

う。其が猷帝以後、拓跋氏の世襲獨占する處となつたのであるまいか。尤も禮志では此紇骨氏等九姓を皆猷帝隣の兄弟及疏屬が分封されたものとしてゐるが、之は拓跋氏を本系とし、他族を其支系とする魏朝後世の思想であらう。然し是等の諸氏が拓跋から出たものであつても、又は其以前から別れて居た別氏族であつたとしても、兎に角古くよりは等血の繋りある氏族が相集つて一部族を作つて居たことは疑ひない。力微に至つて他部族を併合した爲、大いに他姓が入り込んだのである。

② 通鑑考異卷三。

四、猗㐁・猗廬の再批判

力微の後、更に拓跋の勢力を増大したのは、力微の子祿官と國を三分して、其一部宛を領有したる猗㐁・猗廬(共に前に宛死した沙摸汗(力微)の太子の子。即ち力微の孫。圖參照)の二兄弟である。(三六頁系)

猗㐁の事蹟に就ては、魏書序紀中の昭皇帝の部に詳しく、又同書衛操傳に載せられた、大刊城南の碑文に據りて更に一層詳知できる。

此碑文に對し、衛操傳には

皇興初。雍州別駕雁門段榮於大刊。掘得此碑。文雖非麗。事宜載焉。故錄於傳。

とありて、其文は美麗に非ざるも、事柄は信ず可きものなる事が解る。(志田氏が、此傳文を「文雖非麗事」と讀まれ、魏朝に於ては、其碑文の記事は「麗事に非ず」と考へられたとされるのは再考される可きであらう)①。

猗㐁の事蹟中、通鑑考異にも論せる如く、永興二年(西紀三〇五年)匈奴劉淵を破り、蒲子に奔らしめたと言

ふ如きは、蓋し魏書の誇張であるが、其他の諸點に於ては、晋書劉琨傳・宋書索虜傳の記事とも相應じ、劉書序紀の信憑性を増してゐる。

（唯、此の歿年は永興二年(300)。志田學士が永興三年(301)とされしは、圖書集成でも貳年でなくてはならぬ。）

（局本魏書衛操傳の誤植に起因せしが百衲本其他衛操傳皆二年。序紀の記事より見通鑑亦正しく貳年に繋ぐ。）

穆帝猗盧に關しては稍論ず可きものがある。

第一は猗盧が東晋に樓煩等五縣の地を要求したる事情と年代、第二は代公に封せられた年代。

先づ魏書序紀には

穆皇帝三年(西紀三一〇年)晋懷帝進帝(猗盧)大單于封代公。帝以封邑去國懸遠、民不相接、乃從(劉)琨、求句主陁北之地。琨自以託附、聞之大喜。乃徙馬邑陰館樓煩繁峙崞五縣之民於陁南。更立城邑。盡獻其地(中)。帝乃徙十萬家、以充之(略)。

と見え、次に宋書索虜傳には、

懷帝永嘉三年(西紀三〇九年)盧率部落、自雲中入雁門、就并州刺史劉琨、求樓煩等五縣。琨不能制。且欲倚盧爲援。乃上言(中)略。請移五縣民於新興。以其地處之。琨又表封盧爲代郡公。

とあり、晋書懷帝紀には

永嘉五年(西紀三一一年)十一月猗盧寇太原、平北將軍劉琨不能制、從五縣百姓於新興、以其地居之。……六年八月(琨)表盧爲代公。

とある。

此中晋書は謂ふ迄も無く唐代の追撰書で、宋、魏兩書と並べ論ずる迄も無い程の性質であるが(志田學士は晋書の記事を無條件に採用し、宋、魏兩書の文を捨てられてゐるので)、煩雜を厭はず茲に論ずれば、宋・魏兩書の記事には一年の異同ある如くであるが、他の數史料を併せ考ふれば共に正しく、決して相背馳する處のもので無く、晋書の記事は全然誤である。

即ち宋書は既に永嘉三年に盧が雁門に入り、地を劉琨に求めた如く記するに對し、魏書は其翌年(永嘉四年)に繋けてゐるが、之は宋書は事實上の土地占居に重心を置いて永嘉三年とし、魏書は名分上正式の土地懇請を以て四年に繋けたに過ぎないのである。移住許可の前既に盧の部族が入塞した事は、通鑑考異卷四に引かれたる「琨與丞相賸」に依りて明かで、當時既に三萬餘家の移住があり、琨の制止する能はざる處であつたが、同時に琨が王濬等と相對抗する上には寧ろ歡迎する處のものであつた事が解る。琨は是に於て、翌四年に正式に土地支給の要求があつたので盧を代公に奏請すると共に、五縣の地を與へ、盧も茲に又十萬餘家を移したのであつて、兩書の記事は表現の差あるのみで、事實は全く相一致するものである。(魏書に封邑云々の語ある爲、盧は代公に封せられた爲に五縣を求る。めたと誤解し易いが然らず。其口實は専ら晋との接觸にあつた。)

従つて晋書が五縣移轉を永嘉五年に繋げたのは、盧の子六脩が琨の爲に新興に進成し、財を貪つて琨の將邢延と争つた事件と混雜したとでも解釋する外なく、代公に封せられたのを永嘉六年となす如きは、司馬光が通鑑考異に琨の「永嘉四年六月癸巳上太傅府賸」に「盧感封代之恩」と見ゆる事に據

り否定してゐるのを俟つ迄も無く、誤謬たる事明である。

要するに、魏書序紀(及び宋書索虜傳)に見えたる猗盧の代公賜封年代、五縣移住年代及び事實は、正當なるものであつて、晉書の記事は採る可からざるものである。(志田氏も此通鑑考異の劉琨の賤等によつて注意せられたら、勿論晉書が誤りて魏書が

正と云ふ事が氣着かれ、
たに相違ないと思ふ。)

- ① 同碑文に猗叟・猗盧を桓帝・穆帝と爲すは、魏收が魏書編修の義例(平文以前も亦追諡號を以て記す。北史魏滸傳參照)を以て碑文を寫し換へたるのみ。碑文の原文には桓穆となつて居なかつたことは、(追諡の事太祖道武帝の時に屬す)、論を俟たぬ。尙、志田氏代王世系批判に、衛操傳に見ゆる本碑發掘の記事より、魏朝は此頌德碑文を尙「麗事に非ず」と考へたと謂ふも、同傳を精讀するに然らず。「文は麗に非ずと雖、事宜しく載すべし、故に傳に録す」(文雖非麗、事宜載焉、故錄於傳)で、當時碑は文美麗ならざるも事正確とされてゐたことが解る。

- ② 通鑑晉紀九(今現存せざるも當時は猶殘存せる史料を以て叙述せる點ありと思はる。)南齊書魏虜傳の「(盧子利孫)將兵救現於太原、猗盧入居代郡」及び御覽所引劉琨與兄弟書「單于但欲得碧、汝不可不檢送」は此事件に相當する。

五、猗盧歿後の状態と什翼犍に至る世系

一、六脩。魏書序紀(穆帝猗盧五年
六年九年の條)及同六脩傳(列傳
第二)に見えたる六脩——即ち盧は屢々之を遣はして劉琨を助けしめ、後ち新平城に鎮せしめたが、盧が少子比延を偏愛するに及び、盧の召喚に應せず、遂に盧と戦つて之を破り、盧は民間に微行して賤婦人に識られ、遂に暴崩。次で六脩も桓帝猗叟の子普根の爲に滅された——は、晉春秋に利孫(南齊書魏虜傳同様)、晉書劉聰載記に賓六須、十六國春秋

には曰利孫宥六頌と見えてゐることは、既に通鑑考異(卷四)に司馬光の注意する處、又六脩||利孫||利孫賓六頌の同一人なることも亦既に姚薇元氏(宋書索隱傳南齊書魏虜傳北人姓名考證)の説ける處である。

II、普根・其子。普根は桓帝猗奴の子。六脩を滅して、位に立つたが月餘にして薨じ、其子始て生れたるを桓帝の後立てたが幾何も無くして又薨じ、平文皇帝鬱律が立つた。(三六頁系圖參照)

III、鬱律。百衲本に景印せられたる宋蜀大字本魏書に據れば鬱律は惠帝(實)の子となつてゐるが、

他の通行本魏書の總ては勿論、太平御覽所引の後魏書及び北史も皆思帝(弗)の子となつてゐ、通鑑も之を普根の子の從父と爲してゐるから、鬱律は惠帝の子に非ずして、思帝弗の子であるとせねばならぬ。(事實上、惠帝の子とすれば惠帝は我子) (を嗣げる事となり甚だ不自然でもある)

志田氏は、先づ鬱律の父なる弗を何等積極的理由なく、單に彼が文帝の少子なるに、從父昭帝祿官及び兄桓穆二帝を越へて先に王位に即けることのみより、之を假作人物と爲し、次で南齊書魏虜傳に什翼韃字律鬱旃と見ゆることより、平文帝鬱律は什翼韃の字を引き離して魏の史官が一人の假作人物を作つたとなすのは、甚だ根據薄弱ではなからうか。

(1) 先づ北族に於て王位繼承が必ずしも父子長幼の順に行はれないことは、匈奴に於ても亦、鮮卑に於ても常に見る處であつて、斯様な事を以て一の人物を抹消して了ふと云ふ様なことの出来ないのは論ずる迄も無い。

(2) 次に南齊書の什翼韃の字のみを以て論ずれば、之が正しきか否かは水掛論に終る可く、假に南齊書の記事に誤謬なしとしても、(實際は南齊書は道武帝珽の字を父の什翼韃と混(合して翼圭とする如く甚だ信用できぬものだが)其字に類似せる他の王が皆假空人物とは云ひ難いことも論を俟たぬであらう。

(3) 況や平文帝鬱律は、魏朝歷代中でも極めて功業赫々たる帝王であつたことは(6)(7)に説く通りで道武帝から太祖の廟號を贈られた程なのである。(志田氏は道武帝自身が太祖の廟號を贈られて居るのを見て、同じ太祖の廟號を有する者は居ない筈、平文帝は其廟號の事から丈けでも抹消出来る様に考へられてゐるが、然し後魏孝文帝の昭穆大廟の改制の經緯を知れば不思議でも何でもない。例へば昭成帝は道武帝から高祖の廟號を贈られたが、後ち孝文帝も亦高祖の廟號を贈られた如くで、斯様なことは、今更禮志に見えた孝文帝の改營太廟定昭穆詔等を引用して説き出す迄もあるまい。^①

(4) 志田氏は晋書の赫運勃勃載記には、勃勃の曾祖父劉虎が、拓跋猗盧に擊破されたと書かれてゐるに拘らず、魏書の序紀及び同鐵弗劉虎傳には、平文帝鬱律が劉虎を擊破したと記るされてゐて、相違があるから、魏書は誤で、平文帝其人は假空人物なのだと言斷されてゐるが、之はいけないのである。魏書を詳しく見れば、直ちに解るやうに、魏書序紀には、

穆帝三年、帝(猗盧)使弟子平文帝將騎二萬、助琨、擊之(劉虎)。……(平文帝即位二年)劉虎據朔方、來侵西部、帝(鬱律)逆擊大破之。

とあつて、猗盧の時と、鬱律の時と兩度劉虎を撃破してゐるのであつて、晋書載記は唯此の中の猗盧の時の事のみを猗盧の名を擧げて特記したに過ぎず、魏書の記載が精、晋書が略であるのみで、別に何の問題も無い話なのである。

(5) 當時代國は六脩の亂後で多少の疲弊あつたと雖も、其混亂は決して甚大なものとは考へられず實質的な損害は前に拓跋氏の下に投歸した晋人及び烏丸(所謂烏桓族ではなく、非鮮卑族の拓跋に降りて民となりし者)が劉琨の任子遵と共に三百餘家南奔して劉琨の下に入つた事位である。志田氏は「當時代國は一時劉琨の支配下になつた」と謂はれるが、余の淺見では魏書は勿論晋書其他に於ても左様な状態を物語る史料を全然發見し得ないのである(晋書劉琨傳等にも唯晋人が任子遵と共に來歸し、琨が其を撫納したとあるのみ、代國を支配した跡はない)。従つて豪雄の人物であつた平文鬱律が再び部族を統合して前代よりも一層の繁榮を築いたと云ふも決して怪むに足らない。

(6) 而して彼の功業は魏書の「西兼烏孫故地、東吞勿吉以西、控弦上馬將有百萬」と云ふ記事が左程誇張とは言へぬ程度のものであつた事は、苻堅が太元元年十二月の論平涼及索頭功詔に拓跋氏が盛大であつたことを叙べて、

索頭世跨朔北、中分區域、東賓穢貊、西引烏孫、控弦百萬云々(通鑑晋紀一一)

と謂へるに徴するも、將又

(7) 隋帝の勅命に據り、魏史の嚴正なる批判をなせる魏澹すら其魏書の義例に於て

平文、昭成雄據塞表、英風漸盛、圖南之業、基自此始^②

と明記してゐるに徴するも明ではないか。

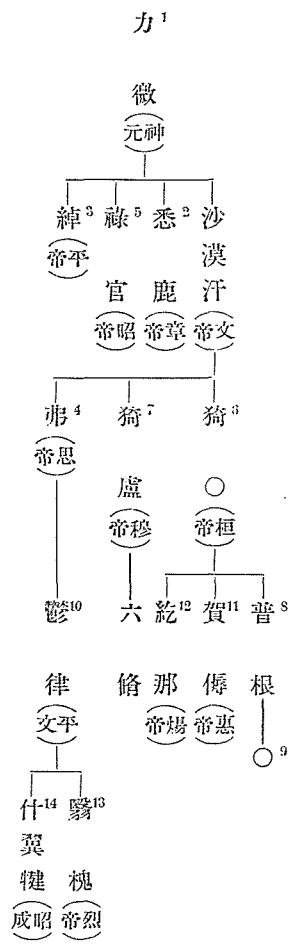
斯くても猶、此平文帝鬱律を假空人物と爲し去り得る理由が存するであらうか。

魏氏初世の事蹟も詳でない部落大人の諸王ならば兎も角、平文帝の如く時代降り、其功業の内外に顯著なりし君主の存在を否定することは、魏書后妃傳・神元平文子孫列傳を始め上掲苻堅の詔・魏澹の義例以下の諸史料を悉く抹消する程の勇氣と史料が無い限り不可能であらう。

要するに、平文帝鬱律が實在の人物、而も極めて有数の代王であつたことは疑ふ餘地がない。

IV、翳槐。魏書序紀に據れば、鬱律は在位五年にして、桓帝猗玘の後の弑害に遭ふて崩じ、桓帝の中子賀儻^(帝惡)が立ち、在位五年にして崩じ、弟紇那^(帝場)が嗣立した。然るに平文鬱律の長子翳槐は、紇那と位を争ひ、互に勝敗あつたが遂に、紇那は敗れて慕容部に亡奔し、翳槐^(帝烈)が王位を確保したのである。翳槐は晋咸康四年^(西紀三三八年)崩じ、弟即ち平文鬱律の次子什翼犍^(帝昭威)の即位となつたのである。

即ち之を圖示せば、



であり、其處に何等魏書序紀を誤となす理由を發見することが出來ないのである。

然るに、志田氏は一の假説を設けられたのである。其假説は、「此の鬱律の長子翳槐(帝烈)が一時紇那(帝揚)に反撃されて後趙石虎の都鄴に奔つた」と云ふ魏書序紀の記事を、晋書後趙載記に見ゆる、

索頭郁鞠率衆三萬于季龍(石虎)、署鞠等一十三人親通趙王、皆封列侯、散其部衆于冀青等六州

と云ふ記事と合せ見、索頭とは拓跋氏のことである、郁鞠は翳槐と音相通する、だから魏書の翳槐は晋書の郁鞠と同一人で、此二つの記事は同一の事件を記したものだらうと云ふのであつて、此假説に更に假説を重ねて、結局翳槐の時代國は亡んで了つたらうとか、翳槐と什翼隼は猗盧の弟の孫でなく猗盧の孫であらうとか云ふ事に迄持つて行き、魏書序紀の翳槐烈帝記事には根本的虚偽があるのだからと結ばれた譯である。

氏は此間、論考の爲に數百言を費されては居るが、結局其根本は一に翳槐ハクワイハクワイ郁鞠イクキョク假説の上に組立てられたものであるから、今は此假説の検討のみを以て、氏の結論の正否を決定してよいと思ふ。

誠に索頭ソウトウが拓跋トクハク氏シのみを指すものならば、氏の望まるゝ假説の成立も極めて簡單な譯である。處が遺憾な事に、索頭は拓跋氏の同意語ではないのである。兩者は全體と部分の關係にある。拓跋氏以外の辮髮ハツペの風習フウシヨクある鮮卑センヒ諸部族が索頭ソウトウと呼ばれたのは勿論（例へば索頭單于薛雲、晋書、慕容儁載記の如きもの）當時匈奴コウコでさへ辮髮の風習フウシヨクあるものは索頭ソウトウ・索虜ソロと呼ばれたことは、余が既に數年前、純然たる匈奴の正系たる赫連勃勃ケツレンハツハツを南齊書中に見ゆる仇池公楊盛の上表文中に「索虜勃勃、匈奴正胤」とある事等を根據として論證した處である。^④

索頭ソウトウハ拓跋氏トクハクシで無いことは右の通りであるが、更に郁鞠イクキョクと翳槐ハクワイとが音通であると言はるゝ點も、何等説明が無いので判然せぬが、首肯出来ない。兩者は現代音に於ても、古代音に於ても相通するものが認められぬ。兎に角翳槐ハクワイハ郁鞠イクキョク説は、少くとも氏の擧げられた理由からは成立し難いと思ふ。

索頭ソウトウ郁鞠イクキョクは鮮卑センヒでもなく、況や拓跋トクハク氏シ翳槐ハクワイなどでもない。其は、晋書北狄傳贊に「納萎沙之後附、開育鞠ケイイクキョク之新降」と記されてある如く、晋初陸續として晋に歸附内徙した屠各羌渠萎沙等諸種匈奴の一であつて、靳準の亂に劉曜の世子胤が逃入して其保護を受け、部帥は其功によつて後ち左賢王の位を

授けられたと云ふ郁鞠部も其れであり(晋書)、少くとも咸康八年(西紀三
四二年)以後に繋る後趙征北將軍張舉の討伐せる郁鞠も亦其れである(晋書)。(載記)。

石季龍に降つて親通趙王になつたのは實に匈奴郁鞠部の酋長なのである。

郁鞠乃至郁鞠部は右の如く、鮮卑でも無ければ況や拓跋氏でもない。勿論魏の翳槐などは何の關係も無いものであるとなれば、氏の假説並びに其上に立てられた翳槐批判・魏書序紀批判猗侁家・猗盧家の争々々は、他に何か別に證據を持ち來られざる限り、成立しない。要するに猗律より翳槐に至る世系及其に關係ある事象は魏書の記載を正しとすべきである。

① 禮志一、太和十四年八月詔、同十五年四月詔を参照せば孝文帝が太祖平文帝と烈祖道武帝の功業等の比較より、烈祖道武帝を太祖に改尊し、顯祖と二祧とし平文帝以下の廟を總て遷せることの事情が明細に判る。

② 隋書・北史魏濟傳

③ 魏收原著の后妃傳及平文諸帝傳は亡闕してゐ、宋代北史高氏小史を以て補綴せりと雖、兎に角當時の史實を傳ふるものであることは言ふ迄もない。羅振玉氏魏書宗室傳注は諸種の史料を以て之を補充してゐるが、平文帝繼律の存在を否定する如き史料は其間皆無である。

④ 史林二〇の三「五胡亂及び北魏に於ける匈奴」第二節。

六、什翼犍の再批判

魏書序紀特に其世系記事に就て

第二十二卷 第三號

四七三

前述せる如く、什翼犍は猗盧の弟思帝弗の孫であつて、魏書序紀の記事は其間何等の虚偽誤謬を挿
挿んでゐない。李延壽北史は勿論、魏書序紀の文を仍用してゐるが、杜佑通典も亦、「猗盧姪孫什翼
犍」と記してゐて相矛盾しない。

是等の疑ふ可き理由無きことは前節に鬱律・鬱槐を論證した處によつて、自然に明かである。

什翼犍は晋咸康四年、後趙石虎の建武四年、即ち西紀三三九年、十九歳を以て帝位に即き、始て年
號を建て、建國元年と稱し、一時大に國威を伸張した。然るに建國三十九年、苻堅の攻撃を受け、大
敗を喫したのである。

茲に問題となるのは、魏書序紀は其時什翼犍は國人を率ゐて陰山の北に避難した事を記したる後に
堅軍稍退、乃還、十二月至雲中。句有二日帝崩、時年五十七
と記し、又北史魏本紀は

堅軍稍退、乃還、十二月至雲中。句有二日皇帝寔君作亂、帝暴崩、時年五十七

とあるに反し、宋書索虜傳南齊書魏虜傳は大に異り

爲苻堅所破、執還長安、後聽北歸(宋書)

苻洛伐犍、破龍庭、禽犍還長安(南齊書)

とし、唐太宗晋書苻堅載記は更に詳しく

(什翼犍)勢窘迫退還陰山、其子翼圭縛父請降(中略)堅以翼犍荒俗未參仁義、令人太學習禮。以翼圭執父不孝、遷之於蜀

となつて、大なる相違があるのである。

魏書序紀には單に帝崩とあるが、北史魏本紀には皇子寔君の弑逆と明記せられてゐるのである。然し魏書も其弑殺を全然隱蔽するものでは無く、列傳第三寔君傳には

寔君者昭成皇帝之庶長子也。……初昭成以弟孤讓國乃以半部授孤、孤卒、子斤失職懷怨、伺隙爲亂。……因是說寔君曰帝將立慕容所生、而懼汝爲變、欲先殺汝。……寔君視察以斤言爲信。乃率其屬、盡害諸皇子。昭成亦暴崩。……部衆離散。苻堅聞之、召燕問其故、以狀對。堅曰天下之惡一也、乃執寔及斤。輟之於長安市。

と明記してゐるのである。

然らば晋・宋・南齊三書等に見ゆる什翼犍の長安移徙説は如何にして生じたかと云ふに、是は全く魏書昭成帝子孫列傳に見ゆる窟咄(其一部は太祖紀中にも見ゆる)の事蹟

昭成子窟咄、昭成崩後、苻落以其年長、逼徙長安、苻堅禮之、教以書學、因亂(苻氏肥水の敗)、隨慕容永東遷(下略)

を誤り傳へたのである。元來當時の事を誌す南朝側の史料は甚だ粗雑で、翼圭など云ふ什翼犍と珪の字(珪の字の珪圭であつたことは、宋齊書及び通典等も一致してゐる)を混せ合した人物が出て來て、犍と云ふ父を縛したと云ふ奇妙な事にして丁つたので、南齊書などは珪の廟號が最初烈祖であつたのを、誤つて什翼犍の廟號とし、什翼犍の諡號は昭成帝であつたのを、鬱律と混雜顛倒して文平皇帝とし、爲に道武帝の廟號を失して丁ひ、

又年號を明元帝の時と混合して天瑞とし、最初は什翼犍と珪を父子と認め乍ら、後には「什翼珪始都平城」等と混淆して、全く取り止めの無いものである。(志田氏は此南齊書の記事に據られたので、什翼犍の廟號が烈祖になり、昭成帝が文平帝になつて了つたから、それで

鬱律が此の文平帝の諡號を顛倒したものを附された架空人物だと推察されることに立至つたが、之は史料の選擇を誤られたもの殊に鬱律が確實に實在せるは上述の如くである。)

南朝側の史料が此點紛紜して取る可らざるは右の如くで、當時猶相當に現在より史料が豊富で甄別を正しく爲し得た筈の唐代に於て、李延壽(北史)が全く南朝側の此等の點に關する史料を捨て、魏書に仍つたこと、宋代に於ても司馬光(通鑑)鄭樵(通志)も亦魏書に全く仍つて什翼犍の弑害、窟咄の長安移徙を採用したのも亦當然と謂ふべきである。

要するに志田氏は窟咄の事蹟を全く氣着かれなかつた爲に、種々想を廻らし、南朝側史料を採るに至られたのであらうが、氏が南朝側史料の什翼犍長安移徙説を是とし、魏書の弑害説を非とせらるゝ根本の考は、『魏書の撰者は、恐らく什翼犍の長安捕虜の事を魏朝の名譽の爲に陰蔽し、寔君の殺害と云ふ虚構を作り上げて糊塗したのだ』と云ふにあるらしい。然し是は甚だ不可解である。既に魏書は他の幾多の諸帝敗殘の事を回避する事なく直筆し居るに拘らず、何故に斯の什翼犍の時のみ、其様に陰蔽せねばならぬのであらうか。殊に態々其を文帝弑殺と云ふ極惡の行爲、國辱を以て置き換へる必要が、何處にあるのであらうか。長安抑留が國辱で、文帝殺害と云ふ人倫破壞が國辱でないのであらうか。左様な想像は肯定出来ない。

氏の想像は、想像としても亦當を失したものであるまいか。況や其想像を基礎として、猷明帝寔の存在を否定し、之を架空人物とされる事の謂れ無き事も勿論である。(猷明帝寔は、長孫斤の亂に挺身して死した偉大なる人物として、斯の隋の魏澹が、隋帝の勅命により魏史に嚴正なる批判を加へたる時にも、尙特に稱揚せる處のものなのである^②)。又道武帝の定めたる昭成帝什翼犍の廟號が高祖で、後の孝文帝が亦高祖の廟號を贈られた事と矛盾する云々との氏の疑問等も、前に太祖平文鬱律の條に於て言及せる如く、今更後魏の昭穆制定の經緯から説明する迄も無い事であらう。

① 本傳も亦現行魏書は補綴が行はれてゐるが、尙魏收原本の姿を残す可く、北史とは二三の小異同をさへ存してゐる(羅振玉氏魏書宗室傳注)。

② 魏朝初世の帝王を部落大人と貶し、嚴正なる觀察を以て魏史を編せる隋の魏澹すら、此の猷明帝は長孫氏の逆亂を身を以て防ぎたりとて、特に平文・昭成・猷明[○]三帝のみは(他の昭成以前の諸帝には諡號を用ひざるに不拘諡號を用ひて尊敬すると、其魏史の義例に謂つてゐる程である。(隋書・北史魏澹傳)。平文帝に關しては第五章Ⅲに述べた通りである。

七、珪即位前後の狀勢

拓跋氏は西紀三七六年苻秦の爲に破られ、什翼犍は其混亂中に弑害せられたのであつて、苻秦の都長安に移されたのは犍でも又其子珪でもなく、什翼犍の子の中の年長であつた窟咄であつたことは、前章に論證せる通りであるが、然らば代國は其後如何なる状態であつたらうかと云ふに、魏書燕鳳傳同劉庫仁傳・同衛辰傳に據れば、此時苻堅は代國長史燕鳳の説に従ひて、代國を二分し、河を以て境

とし、其東を劉虎の宗族にして且つ平文帝僭律の外孫に當れる劉庫仁(苻堅は之を陵江將平關内侯とした)に、其西を劉虎の孫に當る衛辰(苻堅の左賢王、夏陽公)に領治せしめたのである。此間什翼犍の子珪(後の太祖道武皇帝)は僅に長安抑留を免れて獨孤部に轉幸、其處に身を寄せてゐたのである。

志田氏が茲に於ても猶、珪は苻堅の爲に長安に移されて居たものとの想像より、此獨孤部轉幸をも否定せねばならなくなつたのは、當然の結果であるが、勿論誤である事は、既に余が前章に論證した處から明であらう。然し氏が、附論せられたる、(1)、獨孤部と劉庫仁との關係、(2)、當時の代國の南北二部の地域、(3)、劉衛辰の勢力範圍、(4)、烏丸府等四個の見解は正當と思惟する。

但し、拓跋氏以外の胡氏(紇骨)等の九族の解釋、及び南部大人に關する解釋は賛成出來ない。

九族に關する解釋は、既に自分が第三節「力微の再批判」の註①に論じた通りと思ふ。志田氏は魏書官氏志に

凡與帝室(拓跋氏)爲十姓。百世不通婚。

とあるを、百姓不通婚と誤讀された爲(百稱本初め諸本皆世に作る)、九族が貴族階級を爲し、庶姓と通婚しない等と云ふ様な推察(事實は其反對。十族内は通婚せず、庶姓と婚した)に迄發展されたが、是は一に百世と百姓の誤解に基き、反對の結論に到着して了つたのである。この九族は、拓跋の血族ではあるが實際上は其一二を除く外は、決して左様な貴族階級とは爲つて居ないのであつて、寧ろ他部族中の英雄氏族にて拓跋に歸附した者が貴族

になつたのである。然し之に就ては今精しく述べまい。

次に南部大人の問題である。之は此解釋から、志田氏は南部大人としての長孫嵩、及び其父仁の存在を疑ひ、惹いて魏書序紀全體の信憑性を疑はれたのであるから、少しく述べる。この様な問題は誰しも最初陥り易い問題ではあるけれども、拓跋氏の固有官制を少しく研究すれば直ちに氷解出来るものと思ふ。南北部大人とは決して氏が思ふ様な獨孤部大人とか白部大人、賀蘭部大人とか謂ふ如き世襲酋長を意味するものでないのである。後の四部大人、八部大人の前身を爲すもので、時に應じて任命せらるゝ所謂用事大臣(代國左長史及右司馬が中央及漢人歸附民の政を掌るに對し、地方鮮卑其他の北族民の統領を掌る)であつて、決して封侯的存在で無く時々任免せらるゝ可き性質のものであつた事は、既に先年余が論考した通りである(拙文「北朝政局に於ける鮮卑及諸北族系貴族の地位」(東洋史研究)一〇の三)第二節参照)。

即ち昭成什翼犍の代に、相前後して南部大人と爲つた者には、劉庫仁の外に、長孫嵩の父仁あり、帝弟觚あり、又長孫嵩其人あり、決して氏の推察せられたる如く劉庫仁が南部大人であつたから、長孫嵩は南部大人に爲つたことが無く、嵩の父仁は架空人物だと結論する様なことは絶対に不可能なのである(同様燕鳳傳に見ゆる別部大人を南部大臣とする氏の意見も誤で、別部とは他の總)。
(ての塞外民族に於ても皆、支配族部以外の部族の意味なのである。)

要之、珪の獨孤部轉幸に關する魏書帝紀の記述を南部大人長孫嵩なる文字を含むと云ふ如き事より

作爲とするやうな事は如何なる點に於ても成立せざるものである。

前述の如く代國は苻堅の爲に二部に分割せられ、拓跋氏に非ざる劉庫仁劉衛辰兩人の分領する處となり、拓跋珪(道武帝)は僅に獨孤部に身を寄せて居たが、其後苻堅が淝水の戰に晋軍の爲に撃破せられて、苻秦の北支に於ける覇權失はれるに及び、珪は舊國人を集合し、晋の太元十一年(西紀三八六年)代王の位に即き、建元して登國と稱し、北魏朝の基礎は茲に確立したのである。

八、結 論

以上六章に亘つて余は、拓跋代王の世系の再批判を爲し、志田氏が「代王世系批判」に於て、魏書序紀に見えたる世系に重大なる虚偽ありと推察せられ、魏書序紀は作爲に充されてゐると論せられたる諸點に關し、余は諸種の根本史料を提出し、一々検討したる其結果、氏の否定的見解に對し、余は却つて其信憑性を論證し、殊に力微以後の代王世系は魏書序紀の記載に據る外なきことを立證し得たと思ふ。

氏は世系以外の諸事件に迄關聯言及せられてゐるも、余は結局世系の根本が決定せば、其等諸事件に關する所論の當否も亦自ら決定するものと信じ、一々は詳論せず、専ら世系問題に限定し、記事の簡潔を志したが、此點讀者各位の判讀を得ば幸甚である。唯、文中論證に急なる餘り、用語の粗に流

れた處多々あるは、切に志田學士の諒解を請ふ次第である。

尙同學士は、國號代・魏に關して附論せられたが、之に關しては他日稿を改めて詳論したいと思つてゐる。

誠に、魏收魏書の曲筆は、齊朝に美にして魏朝を貶し、親近に厚くして疏遠に薄き點に於て又穢史の稱を免る能はざるものである。然共、猶拓跋氏初世の世系を叙するに當りては、魏世、國惡を暴露せりと評せらるゝ迄魏初の國事を備記せる魏の史官崔浩高允の後をうけ、況や收は既に高氏齊朝の臣、直筆回避せざることを請ひて許されたもの、今更何を好んで力微以後の世系に迄、虚偽作爲假空の人物を捏造して齊朝人士を欺く必要があらうか。

繰返し云ふ様に、魏收魏書を是正すべく隋帝より命を受けて新に魏書を選せる魏澹すら、其義例に魏收魏書の缺點を指摘するに當り、僅に謚號・諱・字或は薨・卒等の文字用語の當否及び東西兩魏の正潤、亂臣賊子氏名の明記等名分の事に限られ、魏初世系に關しては寧ろ魏收所記を種々裏書する記載さへ残してゐるのも、敢て不思議とするに足らぬ。唐朝魏收魏澹二史あるを以て、魏書の改修を罷め五朝の史編纂のみに努めたる、或又唐朝の史官李延壽が充棟の史料を辨別取捨して北史を私撰するに際し、魏初世系に關する限り魏收魏書序紀を全く仍用したのも亦當然の事である。誠に諸家魏書の夙に悉く亡佚して、獨り魏收魏書のみ殘存せるのも亦故無きに非ずである。

吾人は修史に當り史料に嚴正なる批判を加ふると共に、一二の疵節を以て遽に良材を捨て去る如きことなきやう努力し度いと思ふ。